



水道週間

6月1日～7日

水道週間は、水道について理解と関心を高め、水道事業の発展に資することを目的として毎年実施されています。

浄水場の一般開放



■と き

6月1日(金)～7日(木)
 集合時間…午前10時、
 午後1時、3時(全3回)
 ※受付時間は集合時間の30分前から

■申し込み

不要、当日直接浄水場へ

■ところ・問い合わせ

知多浄水場
 知多市佐布里字西池之脇8
 ☎55-3501

■水道メーター取り替え

水道メーターは、計量法に基づき8年間で取り替える必要があります。本年度は平成23年に製造された水道メーター(蓋の部分に東23-〇〇〇〇の刻印があるもの)が対象となります。

【パイロット】
 少しでも動きがある場合は漏水



東23-〇〇〇〇の刻印があるものは取り替え

取り替えは6月下旬から12月下旬に、町が委託している水道指定給水装置工事業者が行います。

※「中高層住宅水道供給に関する契約に該当する物件」の所有者には、期間満期1年前に水道メーターの取り替え通知を送付します。期間内の取り替えをお願いします。

■漏水かな?と思ったら

- ①全ての蛇口を閉め、水が出ないようにする。
- ②メーターのパイロットを確認する。
 →少しでも動きがある場合はどこかで水が漏れています。漏水の場合は、町指定の水道指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

■水道の検針

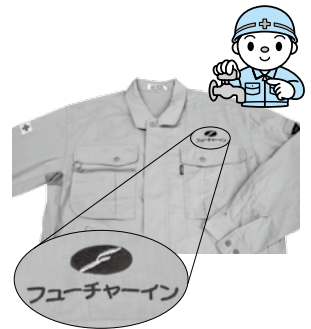
水道の検針は2か月に一度です。

地区	森岡・緒川・緒川新田	石浜・生路・藤江
検針月	隔月(偶数月)	隔月(奇数月)
検針日程	検針月の6～15日	
支払月	検針月の翌月	

■検針協力をお願い

- ・水道のメーターボックスの上には、車や物を置かないでください。
 - ・犬は放し飼いにせず、出入口やメーターから離してつないでください。
- 検針後、今までの使用水量に比べて差が大きい場合は、改めてメーターの確認に伺うことがあります。

町では検針業務および水道開閉栓業務を「(株)フューチャーイン」に委託しています。水道検針員・開閉栓作業員は左胸に社名が入った作業着を着用し身分証明書を携帯しています。



■水道水質検査計画書・結果の公表

町ホームページと上下水道課で水道水質検査計画書および結果の公表を行っています。

また、毎月の水質検査結果も町ホームページで公表しています。

■水道の使用開始・中止

開始および中止希望日の前日までに「給水装置使用開始届」または「水道使用中止届」を提出してください(当日の開始・中止および電話での受付不可)。

なお、開始・中止の希望日が、役場休業日の場合は、その前日または後日になりますので注意してください。

■問い合わせ 上下水道課 内線133

有害鳥獣駆除



カラス、カワラバトなどの有害鳥獣による農作物の被害を減らすため、知多中央猟友会東浦支部の協力を得て、有害鳥獣の駆除を行います。

●とき

6月3日、24日、7月8日、29日、9月9日、30日、10月14日

(各日曜日)

午前6時～正午

※悪天候などにより実施できない場合は、各日程とも翌日曜日に延期

●ところ 町内全域(住宅地を除く)

●問い合わせ 農業振興課 内線344

草刈機など農機具を使用する際の注意

- ・周りに人がいないか十分に注意しましょう。
- ・ゴーグルや作業着を着用するなどして、身の安全を守りましょう。
- ・早朝、深夜の使用は騒音トラブルの原因となりますので控えましょう。
- ・刈った草や砂ぼこりが飛ばないように風の強い日は控えましょう。

●問い合わせ 農業振興課 内線344

6月5日は「環境の日」 6月は「環境月間」

1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、6月5日を「世界環境デー」として定めています。日本では、平成5年11月に制定された「環境基本法」において、6月5日を「環境の日」、その日以後1週間を「環境週間」、6月の1か月間を「環境月間」として設定しています。

世界各国で環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするための各種行事を行なっています。私たち一人ひとりが環境にやさしい行動に努め、自らの生活・行動を見直し、生物多様性の保全と持続可能な社会作りにつなげていきましょう。

●問い合わせ 環境課 内線282

農薬を使用するときは注意を！

農薬は、散布することで人などに危害を及ぼす恐れがあります。人への健康被害が生じないように住宅地、公園、保育園、学校(通学路も含む)やその近接地域では、まず農薬を使用しない方法を考えましょう。

●注意点

農薬をやむを得ず使用する場合は、次のことに注意し、農薬の飛散防止に最大限の配慮をしましょう。

- ・風がない時間帯を選び、必要最小限の散布にとどめる。
- ・事前に周囲の住民に実施日時、農薬の種類を十分周知したり、散布時・散布後は看板を設置し、散布区域に人が入らないよう工夫する。
- ・農薬のラベルに記載された使用方法や使用上の注意事項を必ず守る。

※農薬には、病害虫の防除を目的に散布するもののほかに、雑草対策で使用する除草剤も含む

●問い合わせ

- ・農業振興課 内線344
- ・環境課 内線282

山地災害にご注意を！



近年、全国で豪雨などに起因する山地災害が多発しています。山地災害から身を守るため、危険箇所を知るとともに、山地災害の危険信号(落石、斜面に亀裂、川が濁った、地鳴りなど)に注意してください。

●山地災害危険地区マップ

危険箇所については、県が山腹崩壊などにより人家・公共施設などに直接被害を与えるおそれがあると判定した「山地災害危険地区」をマップにしています。県、町および知多農林水産事務所ホームページで閲覧できます。

県ホームページ

「山地災害から暮らしを守る治山事業」

☎ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/>

shinrin/0000004077.html

●問い合わせ

知多農林水産事務所 林務課

☎ 0569-21-8111